

# 市民の税カード



**新たなポイントが  
加算されます  
滞納があるかた  
などのカードは  
失効となります**

市税を年度内に完納されたかたに、市民の税カードの新たなポイントが加算されます。ただし、市税に滞納があるかたなどはカードが利用できなくなりしますので、ご注意ください。8月1日以降も引き続きカードの特典を利用できるかたには継続通知を、利用できなくなるかたには失効通知を、7月上旬に送付しますのでご確認ください。

## 今年度加算される市民の税カードのポイント

対象となる税目	基本ポイント	ボーナスポイント		
		納期限内納付	年度内納付	口座振替・特別徴収への切替
固定資産税及び都市計画税	300 P	100 P	100 P	100 P
個人市民税	300 P	100 P		100 P
軽自動車税	300 P	100 P		100 P
国民健康保険税	300 P	100 P		100 P

引き続き利用できるかたは、市税を年度内に完納されているかたです。ポイントはこれまでの残ポイントに加え、新たなポイントが加算されます。また、カードが利用できなくなるかたは、市税に滞納があ

るかたや滞納処分を受けたかた、対象となる市税が平成24年度に課税されなかったかたです。この場合、未使用のポイントがあっても、7月31日で失効となりますのでご注意ください。



## 加算されるポイント

- ① 基本ポイント
  - ・ 年度内に完納した税目ごとに300ポイント
- ② ボーナスポイント
  - ・ 納期限内に納付した税目ごとに100ポイント
  - ・ 年度内納付を継続しているかたに100ポイント
  - ・ 新たに納税の方法を口座振替、または、個人市民税を特別徴収に切り替えたかたに税目ごとに100ポイント

### ■お問合せ

収納課 岩井仮設庁舎  
内線1752

ご存知ですか？ワンポイントアドバイス！

～家庭から地域へ広がる男女共同参画社会～

# ワーク・ライフ・バランス

つなげよう  
まちづくりの輪  
ともに歩もう  
参画社会

## あなたにとって、ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)とは？

仕事をしながら、子育てや介護をする人が増えています。資格をとってキャリアアップをしたり、ボランティア活動を行ったり、しっかり休養をとりたいなど、考えている人はたくさんいます。

どこに重点を置きたいかは、その人の生き方、働き方、状況によって異なります。ワーク・ライフ・バランスが目指す姿は、健康で豊かな生活のための時間が確保でき、誰もが子育て期や中高年期など各ライフステージで、仕事でも家庭でも地域でもやりがいや充実感が持てるような生き方の選択ができる社会です。

生活が充実⇒やる気が出る⇒仕事の効率化・能力向上⇒明日への投資ですね！

■お問合せ 市民協働課 岩井臨時庁舎 内線 3252

## 紅一点じゃ、足りない

6月23日～29日は男女共同参画週間です。

